

資格要件に関する
確認等について
(注意喚起)

サービス管理責任者について

概要

- ・ 障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。

役割

- ・ 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
- ・ 他のサービス提供職員に対する指導的役割

資格要件

- ・実務経験（障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（５～１０年））

研修の実施

- ・相談支援従事者初任者研修（講義）（１１・５時間）
- ・サービス管理責任者研修（講義及び演習）（１９時間）
サービス分野ごとの研修も実施
- ・５年ごとの更新研修

監査で確認した事実

■不正の手段による指定など

- 事業所指定を受けるための申請手続の際、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていない人物 A を管理者兼サービス管理責任者として配置するとして、当該人物 A に係る内容虚偽の実務経験証明書を申請書類に添付して提出し、事業所の指定を受けた。

相談支援専門員について

概要

- ・ 障害のある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための 計画の作成、関係機関との連絡・調整などの業務を行う。

資格要件

- ・実務経験（障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年））

研修の実施

- ・相談支援従事者初任者研修（42・5時間）
- ・5年ごとに「相談支援従事者現任研修」（24時間）

監査で確認した事実

■不正請求

- 運営基準に反して相談支援専門員でない者にサービス等利用計画の作成に関する業務等を行わせ、当該サービス提供に関する計画相談支援給付費を不正に請求し、受領した。
- また、法人の代表者は、相談支援専門員に必要な実務経験期間を満たしていない人物について、要件を満たしているとする内容虚偽の書類を作成し、当該人物を相談支援専門員に追加する変更届出書に当該内容虚偽の書類を添付し、本市に提出した。

注意喚起

京都市では、不正請求等に対して、厳正に対処します。

本市では、様々な調査手法を有しており、この様な不正は必ずバレます。

適切な事業所運営に向けて、以下の点を徹底してください。

- **本市への届出書など各種重要書類の提出の際は、組織的に決裁を行い、事業所において十分に確認したうえで提出等を行うこと。**